

京都市職員共済組合公告第9号

京都市職員共済組合定款の一部変更について

京都市職員共済組合定款（昭和37年12月1日定款第1号）の一部を次のように変更する。

令和4年9月30日

京都市職員共済組合

理事長 岡田 憲和

第33条第1項中「、一般組合員」の次に「、短期組合員」を、「、長期組合員」の次に「、後期高齢者等短期組合員」を加え、同条第2項中「第8項」を「第10項」に改め、同条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、同条第5項中「被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者をいう。）」を「被保険者等（法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。）」に、「及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員」を「（次項に規定する後期高齢者等短期組合員を除く。）」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 後期高齢者等短期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員とする。

第33条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第8項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 短期組合員は、法第74条第2項各号に規定する職員である組合員とする。

第34条中「、長期組合員」の次に「、後期高齢者等短期組合員」を加える。

第43条中「任意継続組合員」を「短期組合員、後期高齢者等短期組合員及び任意継続組合員」に改める。

第46条第1項の表を次のように改める。

組合員 の種別	標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉	短期給付		福祉
	短期分	介護分	事業	短期分	介護分	事業
一般組合員 短期組合員 市長組合員 特定消防組合員	1,000分の 46.23	1,000分の 9.00	1,000分の 1.54	1,000分の 46.23	1,000分の 9.00	1,000分の 1.54
長期組合員 後期高齢者等短期組合員 市長長期組合員	1,000分の 2.35	—	—	1,000分の 2.35	—	—

附 則

この変更は、令和4年10月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)